

令和元年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和元年9月24日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和元年9月24日 午前10時23分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	
	副市長	池田英信	市民課長	
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	津山光朗
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	小笠原啓介
	市民福祉部長	陣内清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	福田正文
	建設部長	副島昌彦	観光商工課長	
	教育部長	大島洋二郎	建設・農林整備課長	馬場孝宏
	会計管理者兼 会計課長	諸井和広	環境下水道課長	太田長寿
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	永江松吾	水道課長	山本伸也
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	武藤清子
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長	三根竹久	監査委員事務局長	
広報・広聴課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	横田泰次		

## 令和元年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和元年9月24日（火）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第75号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 討論・採決
- 議案第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第55号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

---

午前10時 開議

### ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

議事に入ります前に、先日の議案質疑の中で諸上議員の質問に対し、農業政策課長より追加の答弁がありますので、これを許可いたします。農業政策課長。

### ○農業政策課長（福田正文君）

9月19日の議案質疑において、諸上議員からお尋ねいただいた件で3点ほど後だって回答というお返事をしておりましたので、その点について答弁をさせていただきます。

まず第1点目、佐賀県の事業であるさが農村ビジネス支援事業について、申請者が事業を中断したり、もしくは撤退したりした場合は補助金の返還はどうかと、それに伴って本市の独自事業の分についてもどうかというお尋ねがまず1点目でした。

この点につきましては、佐賀県の杵藤農林事務所のほうに確認をいたしましたところ、県の事業、さが農村ビジネス支援事業については、実施年度から3年間、年度ごとの実施状況報告が課せられておるといふところであります。

申請時に事業実施計画を作成し、その中で成果目標を立て、その目標に対しての実績を報告することということになっております。そのため、事業開始から3年以内に事業を廃止する場合は補助金の返還があり得るものと思われまふ。

県に対して補助金の返還があつた場合は、市の補助金についても同様に返還を求めるといふ形になってまいらうかと思ひます。

続きまして2点目、同じく県のさが農村ビジネス支援事業についてですけれども、佐賀県においては、この事業について周知PRをどうしているのかというお尋ねをいただいております。

これも確認しましたところ、県によるチラシの配布、県のホームページ上への掲載等で募集をかけていると。また、農林事務所や普及センターなどの農業者を対象にした会議の席上で周知を図っているというお話を伺っております。

また、本市農業政策課窓口に関係する補助事業のメニューを何かないかというお尋ねがあつた場合は、本市の事業とあわせて県の事業についてもおつなぎをしているという形をとっております。

続きまして、3点目になります。

この佐賀県の事業に対して、事業継続の義務期間というのがあるのかというお尋ねをいただいております。

先ほど説明いたしましたとおり、3年間の実施状況報告がございますので、3年間の拘束が生じるものということでもあります。

以上、答弁させていただきます。

**○議長（田中政司君）**

それでは、議事に入ります。

本日、市長から日程第1．議案第75号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）が追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催されました。

日程第1．議案第75号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。市長。

**○市長（村上大祐君）**

皆さんおはようございます。本日、定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

提出案件は、補正予算1件でございます。

議案第75号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）については、時間最大雨量65ミリ、日雨量177ミリを記録した令和元年8月末の豪雨災害関連その他の案件について補正を行うものです。県内被災地への支援を行う災害援助費として職員派遣に係る人件費64万7,000円、農道・水路等を地区が整備する際の補助金「農業用施設整備事業」へ100万円、災害対策費として県内被災地への支援物資の備蓄品補充へ114万3,000円の補正予算を計上しております。

また、災害復旧費として既決予算とあわせて実施するために、農地・農業用施設災害に対して400万円、林道災害に対して710万円、公共土木施設災害に対して1,310万円を、それぞれ増額補正を行っております。災害復旧事業に係る財源につきましては、分担金、県補助金、市債をそれぞれ歳入に計上いたしております。

その他の案件につきましては、8月30日に開催された第73回全国茶品評会において、本市の「釜炒り茶」が農林水産大臣賞及び産地賞を受賞したことを好機と捉え、幅広く「うれしの茶」のPRを行うための費用として159万8,000円を計上いたしております。また、「子ども学校塾事業」委託料として166万1,000円の増額補正を行っております。

以上、簡単ではございますが、議案の概要説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

#### ○議長（田中政司君）

これで議案の提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第75号について説明を求めます。行政経営部長。

#### ○行政経営部長（辻 明弘君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第75号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正予算の主なものとしては、先月8月末の豪雨被害によります復旧事業費関連、それと県内被災地支援関連の事業費などとなっております。

別冊の補正予算書をお願いいたします。あわせて主要な事業の説明書等をごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

5ページから8ページになります。

歳入については、今回の災害復旧事業に係ります分担金、県補助金、市債を計上いたしております。

なお、19款の繰入金、財政調整基金繰入金について、一般財源として2,469万4,000円を繰り入れることといたしております。

次に、歳出について御説明をいたします。

補正予算書9ページをお願いいたします。

17目、災害援助費ということで、職員手当等とございます。これも8月末の豪雨の被災地への人的支援として、災害ごみ搬入所支援2名、罹災家屋調査支援2名を行っておりまして、これらの時間外勤務手当となっております。

次、10ページでございます。主要な事業の説明書は1ページでございます。

茶業振興費、今年度、全国茶品評会釜炒り茶部門において、個人では農林水産大臣賞を、産地としては産地賞第1位を受賞いたしました。この機会を捉え、うれしの茶のPRのため、農林水産大臣賞受賞茶を購入いたしまして、市長トップセールス等で使用することといたしております。

そして、ポスターやのぼり旗などの作成委託料を計上いたしております。名実ともにうれしの茶のおいしさを評価いただいたことを全国にPRし、さらなるブランド確立と発信を行いたいと考えております。

同じく10ページでございます。

農業農村整備費でございます。豪雨により被災しました農地、それと農業用施設の整備事業費として補助金の増額を計上いたしております。

次に、11ページになります。

災害対策費でございます。毛布や保存食などの備蓄品を被災地のほうへ支援物資といたしましたので、その分を補充するため、消耗品費として計上いたしております。

補正予算書12ページでございます。

事務局費については、子ども学校塾の委託料増額ということで計上いたしております。

次、13ページ、主要な事業の説明書2ページでございます。

災害復旧費でございます。農地・施設災害復旧事業費、予算書3行目になりますが、農地5カ所、農業用施設2カ所分の工事請負費を計上いたしております。

主要事業の3ページになりますが、林道災害復旧事業費ということで、崩土等除去委託業務といたしまして、杵島山線や美野畦川内線など大規模2カ所、小規模4カ所についての土砂の撤去費用となっております。

それと、事業名の測量設計業務、それと林道災害復旧工事請負費につきましては、堤ノ上、虚空蔵山の山腹が大きく崩落をいたしております。その復旧費用を計上いたしております。

最後になりますが、14ページになります。主要な事業の説明書4ページでございます。

現年公共土木施設災害復旧費ということで、普通河川3カ所の重機対応によります崩土等除去委託費用、それと普通河川8カ所、市道7カ所の公共土木施設災害復旧のための工事請

負費を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中政司君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第75号は委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第75号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第2．討論、採決を行います。

初めに、議案第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については可決されました。

次に、議案第55号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第55号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第56号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第56号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第57号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第57号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第58号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第58号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第59号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。



議案第59号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第59号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第61号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第61号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第62号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第62号 嬉野市農業集落排

水処理施設条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）については可決されました。

次に、議案第64号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第64号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

以上で本定例会に提出されました案件の討論、採決などの日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時23分 散会